

○ 住民税の計算ルールに関するご質問

※ 住民税 = (県民税 + 市町村民税) のことです。

【質問ですけど】

高校では、就学支援金の申請をするのに住民税の額の範囲内かを知る必要が生じます。住民税に関するご質問をまとめてみました。

- ① 所得税の計算方法は知っていますが、住民税の計算方法ってどうするの？
- ② 課税所得金額（税率を掛ける金額）の算出方法は同じと聞きましたが、所得税と住民税の控除額は違うの？
所得税は扶養控除を受ける年齢が16歳以上ですが、市町村民税は年齢に決まりはないと聞きましたが本当ですか？
- ③ 所得税と住民税の税率って同じじゃないの？どう違うんですか？
- ④ 源泉徴収票から住民税の計算ができると聞きました。どうするんですか？

【お答えします】

- ① 所得税の計算方法は知っていますが、住民税の計算方法ってどうするの？

例えば、「収入金額3,600,000円超6,600,000円以下の方の場合」の範囲の収入の方で計算してみましょう。

《家族構成》本人、配偶者（給与収入 1,610,000 円）、子供 2 人（17 歳・13 歳）

○ 昨年中の収支

Aさんの給与収入	5,992,500 円
支払った社会保険料	948,600 円
支払った生命保険料(注1)	120,000 円

(注1) 支払った生命保険料内訳

内 訳	支払った金額（控除額）		} 限度額 70,000 円
新 生命保険料	60,000	(28,000)	
介護医療保険料	60,000	(28,000)	
旧 個人年金保険料	30,000	(22,500)	

○ 給与所得金額の求め方

ア 収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切捨て)

イ (A × 4 × 80%) - 440,000 = 所得金額

ア = 5,992,500 円 ÷ 4 = 1,498,125 円 → 1,498,000 円 (千円未満切捨て)

イ = (1,498,000 円 × 4 × 80%) - 440,000 円 = 4,353,600 円

○ 所得控除額

控除額の種類	控除額	(注意点)
社会保険料控除額	948,600 円	
生命保険料控除額	70,000 円	生命保険料控除限度額は 70,000 円
配偶者特別控除額	260,000 円	配偶者給与収入 1,610,000 円-550,000 円=配偶者給与所得 1,060,000 円の場合の配偶者特別控除額
扶養控除額(13 歳)	0 円	平成 24 年度から 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除廃止
扶養控除額(17 歳)	330,000 円	平成 24 年度から 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分廃止 (45 万円→33 万円)
医療費控除額	0 円	
基礎控除額	430,000 円	
所得控除額の合計	2,038,600 円	

○ 課税所得金額 (給与所得金額-所得控除額)

4,353,600 円-2,038,600 円 = 2,315,000 円 → 2,315,000 円 (千円未満切捨て)

○ 所得割額

市民税額 2,315,000 円 × 6 % = 138,900 円

県民税額 2,315,000 円 × 4 % = 92,600 円

○ 調整控除額

(1) 課税所得金額 2,315,000 円

(2) 人的控除の差額 100,000 円 (扶養控除、基礎控除)

(1) と (2) のいずれか少ない方の額の 5% (市民税 3%, 県民税 2%) に相当する金額

100,000 円 × 5 % = 5,000 円

市民税の調整控除額は 3,000 円

県民税の調整控除額は 2,000 円

○ 均等割額

市民税額は 3,500 円

県民税額は 2,000 円

※固定額と考えます。

A さんの市民税・県民税額の積算		
市民税額	(所得割額 138,900 円) - (調整控除額 3,000 円) + (均等割額 3,500 円) = 139,400 円 (百円未満切捨て)	139,400 円
県民税額	(所得割額 92,600 円) - (調整控除額 2,000 円) + (均等割額 2,000 円) = 92,600 円 (百円未満切捨て)	92,600 円

○ A さんの市民税の納付予定

合計額	納付計画の考え方
232,000 円	この税額は、6 月から翌年の 5 月までの給与から天引きされます。 232,000 円 (6 月分は 19,700 円、7 月分以降は 19,300 円) ※あくまでも計算の考え方だということをご理解ください。

【お答えします】

- ② 課税所得金額（税率を掛ける金額）の算出方法は同じと聞きましたが、所得税と住民税の控除額はどう違うの？

所得税は扶養控除を受ける年齢が16歳以上ですが、市町村民税は年齢に決まりはないと聞きましたが本当ですか？

税金は所得税（国税）も住民税（県・市町村民税）であっても、①年間の給与収入から（当てはめ表で）所得控除後の金額を求めて、②その額から控除額を差し引いて課税所得金額（税金を計算する基になる金額）を算定します。

その計算の考え方では、①年間の給与収入から所得控除後の金額を求める計算式は同じですが、②所得控除の金額から控除する額が所得税と住民税では異なります。

この控除額は、住民税の方が小さいので、結果として課税所得金額は住民税の計算結果の方が多少大きくなります。

所得控除の種類と控除額は、〔②の別紙〕

「主な所得控除の種類と控除額（所得税控除との比較一覧）」のとおりです。

扶養控除を受ける親族の年齢は、所得税も住民税も同じ 16 歳からです。扶養控除を受けられる親族には所得額によって控除される金額が異なるので、気をつけましょう。

特に、配偶者にアルバイトなどの所得がある場合は、細かく控除できる額が設定されています。

【お答えします】

- ③ 所得税と住民税の税率って同じじゃないの？どう違うんですか？

所得税は、1年分の見込額による徴収済み額に対して、本来の課税額との差額を年末に精算します（年末調整といいます）。1年分の所得額から控除するなどして求めた課税所得金額を次の速算表に当てはめると実際の所得税を算出することができます。

課税所得金額 A	税率 B	控除額 C	税額 = A × B - C
1,950,000 超 3,300,000 以下	10%	97,500 円	A × 10% - 97,500
3,300,000 超 6,950,000 以下	20%	427,500 円	A × 20% - 427,500
6,950,000 超 9,000,000 以下	23%	636,000 円	A × 23% - 636,000
9,000,000 超 18,000,000 以下	33%	1,536,000 円	A × 33% - 1,536,000

一方、住民税も同様に（控除額は所得税と異なりますが）求めた課税所得金額に次の税率を掛け合わせて算出します。なお、均等割額は固定（定額）されています。

住民税（市民税・県民税）＝均等割額＋所得割額			
内訳	合計	市民税	県民税
均等割額	5,500 円	3,500 円	2,000 円
所得割の税率	10%	6%	4%

- (注) ア 均等割も所得割も課税されない人
- ・生活保護法の生活扶助を受けている。
 - ・障害者等（寡婦、一人親）で前年の所得が 135 万円以下の人。
 - ・前年所得が $315,000 \times (\text{配偶者} + \text{扶養親族} + \text{本人}) + 100,000 + 189,000$ 以下の人。ただし、189,000 は配偶者、扶養親族が同居である場合に加える。
- イ 所得割を課税されない人
- ・前年所得が $350,000 \times (\text{配偶者} + \text{扶養親族} + \text{本人}) + 100,000 + 320,000$ 以下の人。ただし、320,000 は配偶者、扶養親族が同居である場合に加える。
 - ・前年の所得が、所得控除額を下回る人。
- ウ 均等割を軽減される人
- ・均等割の納税義務を負う同一生計配偶者又は扶養親族は、600 円の軽減がある。

【お答えします】

④ 源泉徴収票から住民税の計算ができると聞きました。どうするんですか？

お尋ねの②で、給与額から所得税と住民税のそれぞれを求めるとき、経費を差し引いて「給与所得控除後の金額」を求めるところまでは同じとお答えしました。

問題はここからです。

税金を算出するためには「給与所得控除後の金額」から「控除額」を差し引いて「課税所得金額」を算出します。

その「課税所得金」に「税率」を掛けて税額を計算するのですが、控除の種類は所得税と住民税は同じなのですが、控除できる金額は違うことを「②の別紙」でもう一度確認してください。

そこで 本校では別紙で「源泉徴収票から住民税を計算する方法について」を掲載

いたしました。

是非、ご自分の源泉徴収票から金額を当てはめて試算してみてください。

この計算例では、年間の支払金額が 587 万円で、配偶者と扶養親族 1 人の例で住民税を算出しました。

これまでのご質問の集大成として、参考としていただければ幸いです。

〔②の別紙〕 主な所得控除の種類と控除額（所得税控除との比較一覧）

種類	住民税の所得額控除額		(参考) 所得税控除			
医療費控除	前年の医療費 ^{*1} - (総所得金額等 × 5% ^{*2}) ^{*1} 医療費は保険金等の補填額を除く。 ^{*2} (総所得金額等 × 5%) は 10 万円限度。		同左			
社会保険料控除	前年中に支払った額		同左			
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った額		同左			
生命保険料控除	一般の生命保険料	新契約 最高 28,000	最高 40,000			
		旧契約 最高 35,000	最高 50,000			
	介護医療保険料	最高 28,000	最高 40,000			
	個人年金保険料	新契約 最高 28,000 旧契約 最高 35,000	最高 40,000 最高 50,000			
	合計 (控除限度額)	最高 70,000	最高 120,000			
地震保険料控除	最高 25,000		最高 50,000			
	旧長期損害保険料	最高 10,000	最高 15,000			
	両方の場合	最高 25,000	最高 50,000			
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族/人	26 万円	27 万円			
	特別障害者	30 万円	40 万円			
	同居特別障害者	53 万円	75 万円			
寡婦(夫)控除	本人が寡婦又は寡夫	26 万円	27 万円			
	特定の寡夫 (規定別途あり)	30 万円	35 万円			
配偶者控除	控除対象配偶者 (所得 48 万円以下)	33 万円	38 万円			
	70 歳以上の控除対象配偶者 (同上)	38 万円	48 万円			
配偶者特別控除 ※配偶者に右の 所得がある場合	配偶者の合計所得 (収入金額 - 55 万円)	納税者の所得		納税者の所得		
		900 万円以下	900 万円超	900 万円以下	900 万円超	
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	38 万円	26 万円	
	95 万円 100 万円			36 万円	24 万円	
	100 万円 105 万円	31 万円	21 万円	同左	同左	
	105 万円 110 万円	26 万円	18 万円	同左	同左	
	110 万円 115 万円	21 万円	14 万円	同左	同左	
	115 万円 120 万円	16 万円	11 万円	同左	同左	
	120 万円 125 万円	11 万円	8 万円	同左	同左	
	125 万円 130 万円	6 万円	4 万円	同左	同左	
130 万円 133 万円	3 万円	2 万円	同左	同左		
	133 万円超	適用なし		同左		
扶養控除 ・ 生計同一 ・ 48 万円以下	16 歳以上 19 歳未満	33 万円		38 万円		
	19 歳 23 歳	45 万円		63 万円		
	23 歳 70 歳	33 万円		38 万円		
	70 歳以上の扶養親族	38 万円		48 万円		
	70 歳以上の同居の父母	45 万円		58 万円		
基礎控除	※納税者全員		33 万円		38 万円	

(加治木工業高校作成)